

# 広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 Tel.22-2111 内線 263

## 軽自動車税（種別割）減免申請受付について

《税務会計課》

身体障害者などの手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車、または障害者などのために生業、通院、通学などで利用する軽自動車の税金は、一定の条件に該当するときは申請により減免を受けることができます。

### ●対象者

身体障害者・戦傷病者・愛護・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

### ●減免となる軽自動車

①身体障害者および戦傷病者が所有する車で、その人が運転するもの

②身体障害者又は精神障害者や知的障害者の方と生計を同じくする方が所有して運転するもの

③身体障害者などが所有する車で身体障害者などのため（身体障害者のみで構成された世帯）常時介護する人が運転するもの

※ただし、一人の障害者などについて一台とします。

### ●減免申請の手続き

・身体障害者などの手帳および運転免許証（コピー可）  
・本人が申請する場合は、申請者の個人番号・法人番号が記載されているもの

（マイナンバーカードまたは通知カード。どちらもコピー可）  
・代理の方が申請する場合は、本

人申請の際に必要な上記一式に加え、代理の方の個人番号・法人番号が記載されているもの（マイナンバーカードまたは通知カード）および運転免許証等本人確認できるもの（どちらもコピー可）

・令和五年度軽自動車税（種別割）納税通知書

・②か③に該当する方は生計同一証明書・常時介護証明書  
・申請書（用紙は税務会計課にあります）

### ●申請の時期

軽自動車税（種別割）納税通知書を受けた日から五月三十一日（水）まで

※障害者などの減免申請は、軽自動車税（町税）か自動車税（県税）のいずれかに限りませんのでご注意ください。

※納税証明書は希望される方のみにお渡ししておりますので、申請時または左記までお問い合わせください。

### ●問い合わせ・申込先

税務会計課 税務相談班  
（内線122）

## マイナンバーカードの受け取りとマイナポイントの申込みはお早めに！

《町民生活課》

マイナポイントの申込期限は令和五年九月末となっておりますが、九月末よりも早く申込みを締め切る決済サービスもあり

ますので、お早めにマイナンバーカードを受け取りの上、マイナポイントを申込みされることをおすすめいたします。詳しくはマイナポイント事業HPをご覧ください。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>

### ●問い合わせ先

町民生活課 ぐらしの窓口班  
☎0173-22-2111

## スポーツフェスティバルに参加しませんか

《教育委員会》

みなさんの親睦を深めるため、町ではスポーツフェスティバルを開催します。

町内チームの他に任意チーム（十名以上）の参加を募集します。幼児から大人まで楽しめる競技を企画しておりますので、みなさん是非ご参加ください。

### ●開催期日

令和五年六月二十五日（日）

### ●場所

鶴田中学校グラウンド

### ●募集締切

令和五年五月十二日（金）

### ●その他

・参加チームには助成金あり  
・参加者全員に賞品あり

### ●申込先

教育委員会 社会教育班  
（内線212）

## 新型コロナウイルス感染症対策について

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。

—3月10日 県知事メッセージの内容—

◇政府のマスク着用の見直し方針に沿って、本県においても、3月13日から、マスク着用について個人の判断に委ねることを基本とします。

政府がマスク着用を推奨する場面としては、

- ・医療機関受診時
- ・高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・混雑した電車やバスに乗る時

などが挙げられており、こうした場面ではマスクを適切に着用するようお願いします。

◇人との距離の確保、手洗い・手指消毒、換気など場面に応じてしっかりと感染防止対策をとりましょう。

◇熱、のどの痛み、せきなどの症状がある場合は、出勤・登校・外出を控えるようにしましょう。

お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。



# 令和5年度町税納期限一覧表

鶴田町

税目 月別	固定資産税	町・県民税	国保税	軽自動車税
令和5年 4月				
5月	1期 (5月31日)			全期 (5月31日)
6月		1期 (6月30日)		
7月	2期 (7月31日)		1期 (7月31日)	
8月		2期 (8月31日)	2期 (8月31日)	
9月	3期 *(10月2日)		3期 *(10月2日)	
10月		3期 (10月31日)	4期 (10月31日)	
11月	4期 (11月30日)		5期 (11月30日)	
12月		4期 *(1月4日)	6期 *(1月4日)	
令和6年 1月				
2月				
3月				

◎納期限は末日となります。(口座振替も同じです。)

\* 納期限が休日、または金融機関の休業日のときは、その翌営業日が納期限となります。令和5年度では、9月(固定資産税3期と国保税3期)、及び12月(町・県民税4期と国保税6期)が、その月に該当します。

☆ 納税相談、分納の手続きなどはお早めに!

☆ 納期限を忘れて督促を受けないよう心掛けましょう。  
(督促を受けると、督促手数料や延滞金が発生します。)

問い合わせ先 税務会計課 出納徴収班 (内線123・124)

“ 納税で あなたも参加 まちづくり ”





◆新型コロナワクチンに関するお知らせ◆

令和5年春開始接種【12歳以上】

- ・実施期間：令和5年5月～8月まで
  - ・対象：初回接種（1・2回目）を終了し、前回接種日から3か月以上経過した①～③のいずれかに該当する方
    - ①65歳以上の方 ②12～64歳の基礎疾患等を有する方 ③医療従事者、介護・障害者施設等の従事者
  - ・ワクチンの種類：オミクロン株対応2価ワクチン
  - ・【65歳以上の方】接種券は、予約受付時に混み合うことを避けるために、前回接種日の早い順に小分けにして発送します。同封するチラシの「予約開始日時」以降に予約して下さるようご協力をお願いします。
  - ・【12～64歳の方】基礎疾患等を有する方や医療従事者、介護・障害者施設等の従事者で対象となる方は、「指定の予約日程」に沿って電話でご予約ください。接種券は、予約後にお届けします。
- ◇予約方法：予約・相談専用電話 **TEL 0173-22-6001**（平日 午前9時～午後4時30分）  
LINE、Web サイトからも予約可能です。※基礎疾患のある方や医療従事者、介護・障害者施設等の従事者のご予約は電話受付のみとなります。

小児接種【5～11歳】及び乳幼児接種【生後6か月～4歳】 ◆広域接種（西北五医療圏域）◆

小児 初回接種 (1・2回目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：5～11歳</li> <li>・ワクチンの種類：小児用従来型ファイザー社ワクチン</li> </ul>
小児 追加接種 (3回目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：2回目接種日から3か月以上経過したお子さん</li> <li>・ワクチンの種類：小児用オミクロン株対応2価ワクチン</li> </ul>
小児 令和5年春 開始接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：3回目接種日から3か月以上経過した基礎疾患等を有するお子さん</li> <li>・ワクチンの種類：小児用オミクロン株対応2価ワクチン</li> </ul> <p>※町健康保険課へ電話でお申し出ください。その後、接種券を送付します。</p>
乳幼児 初回接種 (1・2・3回目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：生後6か月～4歳</li> <li>・ワクチンの種類：乳幼児用ファイザー社ワクチン</li> </ul> <p>※対象となるお子さんには、順次接種券を発送しています。</p>



- ◇予約方法：五所川原市新型コロナワクチンコールセンターに電話予約  
**TEL 0173-26-7751**（月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分）  
※接種を判断する材料として、接種券に同封している「厚生労働省新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」を参考にしてください。

◎詳細は、4月14日に毎戸配布したチラシをご覧ください。

◎各接種の対象年齢は、接種時点の満年齢です。

◎転入された方や接種券を紛失された方は、お問い合わせください。

★県が設置しているワクチン接種会場については、県ホームページ「武田社ワクチン（ノバックス）接種のお知らせ」をご覧ください。 県営ワクチン接種コールセンター TEL 0570-007-811（午前9時～午後6時 土日祝日を除く）

◆新型コロナウイルス感染症対策について◆

《感染について心配な方》	《健康面（後遺症含む）・予防方法について心配な方》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県コールセンター TEL 0120-123-801</li> <li>・厚生労働省電話相談窓口 TEL 0120-565653</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県コールセンター TEL 0120-123-801</li> <li>・役場 健康保険課 TEL 22-2111</li> </ul>

介護予防事業 ※詳細は別紙チラシをご覧ください。



からだ すっきり! さっぱり! 健康運動教室

★開催日：5月19日（金）、5月22日（月）

★場 所：鶴遊館 ★時 間：午前10時～11時（受付9時30分～）※会場には9時30分以降にお越しください。

「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

鶴田町傾聴ボランティア養成講座修了生による「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。

お話した内容の秘密は厳守します。安心してお越しください。

★日 時：5月15日（月）午後1時～3時 ★場 所：鶴遊館 栄養指導室



発熱や咳などの風邪症状、だるさ（体調不良）がある場合は、各種行事への参加を控えてくださるようお願いいたします。また、来場する際はマスクの着用にご協力をお願いします。